

## 1. 巻頭言

労働安全衛生法の新たな化学物質規制により、令和6年4月より「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」選任が義務化されました。「化学物質管理責任者」は、SDS等をもとに化学物質のリスクアセスメントの結果を踏まえ、ばく露防止処置の実施、各種記録の作成、労働者への教育等が職務となります。また、ばく露防止処置を行った後、労働者に保護具を使用させる必要が生じた場合は「保護具着用管理責任者」が有効な保護具の選択、保守管理、適正な使用状況の確認等、保護具に関する業務を担うこととなります。

厚生労働省は、令和5年度事業として「皮膚障害防止用保護具の選定マニュアル」を作成、公開し、化学防護手袋(保護手袋)、化学防護服(保護衣)、保護めがねに関する情報提供を行いました。その大半が化学防護手袋に関するものでした。令和6年度は、化学防護服、保護めがねに重点を置いたマニュアルが作成される予定です。防護服の重要性が再認識される良い機会なると思います。

一般社団法人日本防護服協議会は1987年設立(日本防護服研究会)以来、個人用防護服に関する国際規格(ISO)の審議及び日本産業規格(JIS)の整備を行ってまいりました。

当協議会では国際標準機構(ISO)の専門委員会(ISO/TC94/SC13)に設置された以下のWG(ワーキンググループ)に参加しISOの審議、回答を行っています。

WG 1: 防護服の一般特性

WG 2: 熱及び火炎に対する防護服

WG 3: 化学物質に対する防護服

WG 5: 機械的作用に対する防護服

WG 6: 生物学的危険物質に対する防護服

WG 8: 防護手袋

2023年度 ISO 審議件数: 41件

各WGにおいて審議、成立したISOは原則としてJIS(日本産業規格)に反映され原案の作成、審議が行われます。

2023年度 JIS 審議件数: 4件

今後も、防護服の普及、啓発、研究・開発に努めてまいります。引き続きご指導、御鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

一般社団法人日本防護服協議会 理事長  
朝比奈 智